令和３年度　個人町道民税における主な改正点

● 均等割非課税基準額の改正

該　当　者	令和３年度	令和２年度
障害者、未成年、寡婦、ひとり親	１３５万円	１２５万円

生計を一にする人数	令和３年度	令和２年度
１　人	３８万円	２８万円
２　人	８２万８千円	７２万８千円
３　人	１１０万８千円	１００万８千円

※以下１人増えるごとに、28万円を加える

● 所得割非課税基準額の改正

生計を一にする人数	令和３年度	令和２年度
１　人	４５万円	３５万円
２　人	１１２万円	１０２万円
３　人	１４７万円	１３７万円

※以下１人増えるごとに、35万円を加える

● 給与所得控除の改正

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	令和３年度	令和２年度
１６２万５,０００円以下	５５万円	６５万円
１６２万５,０００円超　１８０万円以下	（A）×４０％－　１０万円	（A）×４０％
１８０万円超　３６０万円以下	（A）×３０％＋　８万円	（A）×３０％＋　１８万円
３６０万円超　６６０万円以下	（A）×２０％＋　４４万円	（A）×２０％＋　５４万円
６６０万円超　８５０万円以下	（A）×１０％＋１１０万円	（A）×１０％＋１２０万円
８５０万円超　１,０００万円以下	１９５万円	
１,０００万円超		２２０万円

※ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求めます。

● 公的年金等控除額の改正

①　公的年金等控除額を一律10万円引き下げることとされました。
②　公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万５千円の上限が設けられました。

● 基礎控除の改正

合計所得金額	基礎控除額	
	令和３年度	令和２年度
2,400万円以下	４３万円	３３万円（所得制限なし）
2,400万円超　2,450万円以下	２９万円	
2,450万円超　2,500万円以下	１５万円	

※2,500万円を超える所得者は、基礎控除の適用なし

● 被扶養親族等の所得要件の改正

被扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	令和３年度	令和２年度
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者※	48万円超　133万円以下	38万円超　123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

※配偶者特別控除の算定基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

● ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除の改正

（令和３年度）

種別		適用条件	控除額
寡婦	離別	(1)　夫と離婚後に婚姻をしていない (2)　子以外の扶養家族がいる (3)　合計所得金額が500万円以下 (4)　事実婚なし	２６万円
	死別	(1)　夫と死別後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない (2)　合計所得金額が500万円以下 (3)　事実婚なし	
ひとり親	本人が女性	(1)　婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない (2)　生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる (3)　合計所得金額が500万円以下 (4)　事実婚なし	３０万円
	本人が男性	(1)　婚姻をしていない、又は妻の生死が明らかでない (2)　生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる (3)　合計所得金額が500万円以下 (4)　事実婚なし	３０万円

（令和２年度）

種別		適用条件	控除額
寡婦一般	死別・離別	(1)　夫と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない (2)　扶養親族がいる又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる	２６万円
	死別	(1)　夫と死別後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない (2)　合計所得金額が500万円以下	
寡婦特別		(1)　夫と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない (2)　扶養親族である子がいる (3)　合計所得金額が500万円以下	３０万円
寡夫		(1)　妻と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は妻の生死が明らかでない (2)　生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる (3)　合計所得金額が500万円以下	２６万円

■お問い合わせ　財政課　税務グループ

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申し込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があり、2万円の利用で上限5,000円分のポイントがもらえます。